

新宿区立保育園等給食調理業務委託プロポーザル評価基準

1 評価方針

- (1) 各評価項目の評価は、「絶対評価」とする。
- (2) 第一段階評価及び第二段階評価は段階評価とし、段階毎に評価点を設ける。
- (3) 選定委員は、すべての評価項目について評価を行う。
- (4) 選定委員会を欠席又は途中退席した選定委員の評価は、新宿区立保育園等給食調理業務委託候補者選定委員会設置要領第6条第3項に規定する場合を除き、無効とする。
- (5) 第一段階評価と第二段階評価の合計点（総合評価点）を委託候補者選定のための評価とする。

2 第一段階評価項目・評価点

新宿区立保育園等給食調理業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第14条に基づき提案書について下記の項目により評価を行い、応募事業者の上位5社程度を選定する。ただし、評価点が満点の60％に満たない場合は、5社に満たない場合であっても、第二段階評価を行う事業者として選定しない。

No	評価項目	評価内容	評価方法
1	受託者の実績	(1)経験年数	第一段階評価
		(2)実績園数	
		(3)行政処分の有無	
2	見積金額	見積金額	第一段階評価
3	個人情報保護	個人情報保護に関する第三者認証の取得の有無	
4	人員配置	(1)従事者の配置 (2)ローテーション	
5	人員体制	(1)業務責任者・副責任者の資質	第一段階評価 及び 第二段階評価
		(2)従事者の確保	
6	本社の支援体制	(1)業務の引継ぎ	
		(2)巡回指導の体制	第二段階評価
		(3)緊急時の対応	
7	人材育成	(1)研修の内容	
		(2)調理技術	
8	安全・衛生管理	(1)衛生管理	第二段階評価
		(2)異物混入・防止策	
9	日常点検	防火対策・環境整備	
10	食物アレルギー	アレルギー対応	

11	園との連携	食育・園との関わり	
12	考え方と抱負	事業者の考え方と抱負	第二段階評価

※ 応募要件を満たしているかどうか提案書上で判断できない場合は、応募事業者に対して適宜ヒアリングを行う。

3 第一段階評価の判断基準

上記「第一段階評価項目」No.1の(1)、(2)については、10段階評価を行う。No.1の(3)については、2段階評価(10点か0点)を行う。No.2については、10段階評価を行い、係数2を乗じる。No.3については、2段階評価(10点か0点)を行う。No.4の(1)(2)は、5段階評価を行い、係数2を乗じる。

No.5から11については、下記の判断基準により10段階評価を行い、「調理技術」「衛生管理」「異物混入・防止策」「食物アレルギー対応」については、重要度が高いため、点数に係数2を乗じる。

また、募集要領に定める頁数を超過した提案については、各委員の判断において減点を行うことができる。

評価点	第一段階評価の判断基準(記述)
10点	非常に優れている。
9点	優れている。
8点	優れているが、記述からわからない点がある。
7点	優れているが、記述からわからない点が複数ある。
6点	普通(標準的な提案)である。
5点	普通(標準的な提案)であるが、記述からわからない点がある。
4点	やや劣っている。
3点	劣っている。
2点	非常に劣っている。
1点	記述がない。

4 第一段階評価方法

第一段階評価の判断基準に基づき、各選定委員が評価した全評価項目の平均評価点を選定委員会の第一段階評価点とする。

5 第二段階評価項目・評価点

第一段階評価を通過した5社程度の提案について、参加者からのプレゼンテーションを受けた後、選定委員がヒアリングを行い、下記のとおり評価を行う。

6 第二段階評価の判断基準

上記「第一段階評価項目」のNo.4から11については、下記の判断基準により評価を行い、No.6, 7, 8, 10については、重要度が高いため、点数に係数2を乗じ、No.12については総合的な観点から係数3を乗じる。

評価点	第二段階評価の判断基準（ヒアリング）
10点	当該評価項目について、ぜひ運営を任せたい
9点	申し分なく安心して運営を任せられる
8点	安心して運営を任せられる
7点	まあまあ安心して運営を任せられる
6点	運営を任せても心配ない
5点	運営を任せてもほぼ心配ない
4点	運営を任せるには多少不安が残る
3点	運営を任せるには不安がある
2点	運営を任せるにはかなり不安がある
1点	運営は任せられない

7 第二段階評価方法等

(1) 選定委員による評価

第二段階評価の判断基準に基づき、各選定委員が評価した全評価項目の平均評価点を選定委員会の第二段階評価点とする。

選定委員会の第一段階評価点と第二段階評価点の合計を、各参加者の総合評価点とする。

ただし、第二段階評価点が満点の60%に満たない場合は、委託候補者として選定しない。

(2) 指名業者選定等委員会への付議

上記(1)の総合評価点が高い上位3事業者を本件委託候補者として選定し、指名業者選定等委員会に付議する。